平成３０年（フ）第４６号
川崎市川崎区池上町８番12号
債務者　関谷　定生
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第５９号
川崎市川崎区観音１丁目19番13号　前田荘101
債務者　フカガワ由美（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第６０号
川崎市多摩区東生田２丁目３番10号　ハピネス向ヶ丘　201
債務者　佐藤美智子
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第７７号
川崎市川崎区東門前１丁目10番５号　ラ・メゾン21　203
債務者　川下　辰也（旧姓島貫）
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第７９号
川崎市中原区井田中ノ町30番26－302号　サーパス元住吉
債務者　鳥居　国博
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第８１号
川崎市幸区塚越２丁目225番地　サンパレス幸　105
債務者　遠藤　久雄
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第１０１号
川崎市川崎区渡田３丁目11番８－204号　メモリアル川崎
債務者　佐藤　　太
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第１０２号
川崎市高津区下野毛１－７－16　生活づくり支援ホーム下野毛、住民票上の住所川崎市中原区上小田中１丁目５番29号　第２原ハイツ205
債務者　後藤　末裕
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第１０７号
川崎市高津区梶ケ谷６丁目３番地18
債務者　堀　キサ子
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第１１４号
川崎市中原区上小田中６丁目28番60－102号
債務者　田中　良典
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２８９号
愛知県一宮市今伊勢町宮後字西松山16番地１　キャッスルハイツ西一宮106号
債務者　鴨川　裕希
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成３０年（フ）第８号
三重県多気郡明和町大字山大淀679番地１
債務者　片田　敏広
1　決定年月日時　平成30年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２９年（フ）第３３２号
高知市高埇11番32号　高埇マンション606
債務者　森本　　愛
1　決定年月日時　平成30年３月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第１３６号
宮城県宮城郡七ヶ浜町境山１丁目１番46号
債務者　鵜沼　玲奈
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第２３号
福島県いわき市平字愛谷町４丁目６番地の12　塚本ハイツＤ
債務者　関口　　豪
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成３０年（フ）第２４号
福島県いわき市平字愛谷町１丁目６番地の２　コーポとどろきＤ
債務者　佐久間幸次
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成３０年（フ）第２５号
福島県いわき市小名浜中町境13番地の４
債務者　石井　正男
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
福島地方裁判所いわき支部